

保護者 様

杉並区子ども家庭部保育課長

延長保育の申込みに係る事業主から区への書類の提出について（依頼）

平素より、杉並区の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

杉並区は、今後も増加が見込まれる保育需要に対応するため、保育定員の確保や保育の質の維持・向上など、地域の子育て環境の整備等に取り組んでおりますが、行政による取り組みだけでなく、事業主においても、子育て中の従業員に対する短時間勤務制度の利用促進や時間外労働（残業、超過勤務）の削減に取り組むことが、子育て環境の改善に大きくつながると考えています。

子ども・子育て支援法においては、『事業主は、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように、雇用環境の整備を行うことにより子育ての支援に努め、行政の子ども・子育て支援に協力すること』としており、また、いわゆる育児・介護休業法においては、短時間勤務制度（所定労働時間の短縮等の措置）を義務化しております。

そのため、事業主に対し、働き方改革やワークライフバランスの推進についてお願いすることとしました。

つきましては、区では保育園の月ぎめ延長保育を申し込む際には、延長保育申請に係る書類に加えて、延長保育が必要なことを事業主が証明する書類の添付を求めていますので、事業主（事業所代表者）に別紙「**保育園延長保育実施のお願い（事業主から）**」の作成を依頼してください。作成された書類を受け取りましたら、延長保育を申し込む保育園に提出してください。

なお、保護者様ご自身の希望で短時間勤務制度を利用していない等、延長保育が必要なことを事業主が証明することが難しい場合は保護者様ご自身で「事業所所在地・名称」、「対象者氏名」、「対象者住所」および「延長保育を申し込む理由」の“⑦その他”に具体的な理由をご記入の上、延長保育を申し込む保育園に提出してください。

担当：杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係

電話 03-5307-0657（ダイヤルイン）

03-3312-2111（区役所大代表）

事業主（事業所代表者）様

杉並区子ども家庭部保育課長

延長保育の申込みに係る事業主から区への書類の提出について（依頼）

平素より、杉並区の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

杉並区は、今後も増加が見込まれる保育需要に対応するため、保育定員の確保や保育の質の維持・向上など、地域の子育て環境の整備等に取り組んでおりますが、行政による取り組みだけでなく、事業主様におかれましても、子育て中の従業員に対する短時間勤務制度の利用促進や時間外労働（残業、超過勤務）の削減に取り組んでいただくことが、子育て環境の改善に大きくつながると考えています。

子ども・子育て支援法においては、『事業主は、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように、雇用環境の整備を行うことにより子育ての支援に努め、行政の子ども・子育て支援に協力すること』としており、また、いわゆる育児・介護休業法においては、短時間勤務制度（所定労働時間の短縮等の措置）を義務化しております。

そのため、事業主様におかれましては、すでにご配慮いただいているとは思いますが、働き方改革やワークライフバランスの推進についてお願いすることとしました。

つきましては、区では保育園の月ぎめ延長保育を申し込む際には、延長保育申請に係る書類に加えて、延長保育が必要なことを事業主様に証明いただく書類の添付を求めていますので、子育て中の従業員の方から「**保育園延長保育実施のお願い（事業主から）**」の提出に係る依頼がありましたら、事業主様が書類を作成のうえ当該従業員の方を通じて区へご提出くださるようお願いいたします。

【書類作成の対象者】

月ぎめの延長保育を申し込む必要がある従業員

（例）

- ・ 正規勤務時間内（定時）で勤務終了するが、短時間勤務制度が利用できないなどの理由から、通勤時間等の関係で月ぎめの延長保育を申し込む従業員
- ・ 正規勤務時間を超えて常態的に時間外労働（残業、超過勤務）を行う必要があるなどの理由から、月ぎめの延長保育を申し込む従業員
- ・ もともと就業開始時間が遅い等により正規勤務時間の終了が遅くなることから、月ぎめの延長保育を申し込む従業員

担当：杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係

電話 03-5307-0657（ダイヤルイン）

03-3312-2111（区役所大代表）